

事 務 連 絡

令和4年8月26日

都 道 府 県 薬 剤 師 会
学 校 薬 剤 師 担 当 事 務 局 殿

日 本 薬 剤 師 会
事 務 局 学 術 業 務 課

薬害教育教材「薬害を学ぼう」に関する通知の添付資料の追加について

令和4年8月9日付、日薬業発第160号でご案内の標記通知に添付しております、令和4年7月7日付、厚生労働省事務連絡に関し、添付すべき資料に漏れがあったとして、今般同省より、欠落していた資料を追加した事務連絡が別添のとおり改めて送付されましたので、ご案内申し上げます。

JPA文書管理ネットに掲載しております、上記令和4年8月9日付、日薬業発第160号につきましては、上記新たな事務連絡を添付のうえ再掲載しておりますので、今後はそちらをご利用いただきますようお願い申し上げます。

記

今般追加された資料は、上記令和4年7月7日付、厚生労働省事務連絡に添付の、下記3資料です。

- (別添) 薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について【宛先：各都道府県教育委員会指導事務主管課等】
- (別添1) パンフレット「薬害を学ぼう」の高等学校等への配布に向けた全高等学校等データ収集に係る協力依頼【宛先：各都道府県教育委員会指導事務主管課等】
- (別添2) 薬学防止教育教材「薬害を学ぼう」の配布について(令和4年度用)【宛先：各高等学校等】

以 上

事務連絡
令和4年7月7日

日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（令和4年度用）

医薬品行政の推進につきまして、日頃から特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、薬害を学ぶための教材を作成し、平成23年4月から全国の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に配布してきたところです。

令和4年度には、高等学校学習指導要領（平成30年告示）において新たに「公共」が必修科目となり、高等学校学習指導要領解説公民編において薬害問題に関する記載がなされたことを踏まえ、令和4年度からは、別添のとおり、全国の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の1年生を対象に配布することとなりました。さらに、希望する中学校においても引き続き授業等で積極的に御活用いただけるよう、各中学校に本教材についての御紹介のための資料等を配布しています。

本趣旨を御了知の上、本教材が有効に活用されるよう、授業実施方法等について各学校より相談があった場合には、各都道府県薬務主管課と意見交換しながら、効果的な授業実施方法のアドバイス等特段の御配慮をお願いいたします。

担 当
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室
荒木、鈴木、中村、竹崎
電話 03-5253-1111（内線 2718、2719）
（夜間 03-3595-2400）
FAX 03-3501-2052

別添

事務連絡
令和4年7月7日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各市区町村教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）
を置く各国立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室
文部科学省初等中等教育局教育課程課

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について

医薬品への理解を深める取組の推進につきまして、日頃から特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年2月28日付け事務連絡（別添1）にて事前にお知らせしたとおり、令和4年度から高校1年生を対象に、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための資料を配布することとなりました。今般、各高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に対して、事務連絡（別添2）と「薬害を学ぼう」を直接送付するとともに、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材、教師用の指導の手引き、指導の手引きの簡略版及び薬害に関する授業の実践事例集を併せて送付し、薬害に関する教育の一助として御活用いただくよう依頼しておりますので、御連絡いたします。

なお、本教材等については、授業で一律に取り上げる以外にも、学校として特に重点を置く事項に限って一部を活用する、より学習を深めたい生徒向けの自学用教材として配布するなど、各学校において、学校における働き方改革の観点や新型コロナウイルス感染症の発生に伴う学校の負担軽減の観点も踏まえつつ、生徒や学校、地域の実態に応じて有益かつ可能な範囲で活用いただければ幸いです。

担 当

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

荒木、鈴木、中村、竹崎

電話 03-5253-1111（内線 2718、2719）

（夜間 03-3595-2400）

FAX 03-3501-2052

事務連絡
令和4年2月28日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各市区町村教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課 御中
附属高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）
を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

パンフレット「薬害を学ぼう」の高等学校等への配布に向けた
全高等学校等データ収集に係る協力依頼

医薬品への理解を深める取組の推進につきまして、日頃から特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、例年、医薬品等による健康被害対策に対する普及啓発に取り組むため、パンフレット「薬害を学ぼう」を全国の中学校（中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。）に配布するとともに、全国の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（以下、「高等学校等」という。）においても本パンフレット等の活用が可能である旨、併せて周知してきたところ、令和4年度には、高等学校学習指導要領（平成30年告示）において新たに「公共」が必修科目となり、高等学校学習指導要領解説公民編において薬害問題に関する記載がなされたことを踏まえ、令和4年度に高等学校等に入学する生徒を対象に配布することとなりました。

つきましては、厚生労働省において、全国の高等学校の配布部数等について、各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課を通じて各教育委員会等に調査依頼を行うこととされていますので、ご承知おき願います。

なお、調査の詳細については厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室に直接お問い合わせ下さいますようお願いいたします。

【パンフレット及び調査に関する問い合わせ先】

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室
電話：03-5253-1111（内線：2718）

【本件問い合わせ先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課企画調査係
電話：03-5253-4111（内線：2565）

別添 2

事務連絡
令和4年7月7日

各高等学校 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室

薬害防止教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（令和4年度用）

薬害防止に向けた教育の推進につきまして、日頃から特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、薬害についての理解を深め薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材を作成し、平成23年4月から全国の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に配布するとともに、各都道府県教育委員会指導事務主管課等を通じて全国の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）の関係機関に対して周知してきたところであります。

令和4年度には、高等学校学習指導要領（平成30年告示）において新たに「公共」が必修科目となり、高等学校学習指導要領解説公民編において薬害問題に関する記載がなされたことを踏まえ、令和4年度からは全国の高等学校等の1年生を対象に配布することとなりました。

つきましては、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材を、高校1年生の人数分送付します。（注）

また、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材、教師用の指導の手引き、指導の手引きの簡略版及び薬害に関する授業の実践事例集についても、併せて送付しますので、薬害に関する教育の一助として御活用いただきますようお願いいたします。

なお、本教材等については、授業で一律に取り上げる以外にも、学校として特に重点を置く事項に限って一部を活用する、より学習を深めたい生徒向けの自学用教材として配布するなど、各学校において、学校における働き方改革の観点や新型コロナウイルス感染症の発生に伴う学校の負担軽減の観点も踏まえつつ、生徒や学校、地域の実態に応じて有益かつ可能な範囲で活用いただければ幸いです。

また、本教材、視聴覚教材、指導の手引き、参考資料、活用事例、授業用素材等を厚生労働省のホームページ「薬害を学ぼう—どうすれば防げるのか？なぜ起こったのか—」（URL：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>）に掲載していますので、併せて御参照ください。

教材の使用方法等に御意見等あれば fukutai01@mhlw.go.jp へ随時お寄せいただければ幸いです。

（注）教材の配布部数については、生徒数に若干加えた数としていますが、不足が生じた場合には、右記担当宛てに発送先及び必要な部数を御連絡いただきますようお願いいたします。

担 当
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室
荒木、鈴木、中村、竹崎
電話 03-5253-1111（内線 2718、2719）
（夜間 03-3595-2400）
FAX 03-3501-2052